

選挙運動用自動車賃貸借契約書

角田市議会議員一般選挙候補者.....（以下「甲」という。）と、
.....（以下「乙」という。）は、公職選挙法第141条の規定
による選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

- 1 車種及び登録番号
- 2 台 数 1台
- 3 使用期間 令和5年9月 日～令和5年9月 日 日間
- 4 契約金額 金 円
内訳：1日 , 円× 日間（消費税を含む。）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、角田市議会議員及び角田市長の選挙における公費負担に関する条例に基づき、角田市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、角田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は角田市に請求できない。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 令和5年9月10日執行
角田市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称

氏 名 印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

角田市議会議員一般選挙候補者.....(以下「甲」という。)と、
.....(以下「乙」という。)は、公職選挙法第141条の規定
による選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1 供給する期間 令和5年9月 日～令和5年9月 日 日間

2 供給場所 所在地
名称

3 供給を受ける自動車の登録番号
.....

4 供給単価
単価1リットル当たり 円(消費税含む。)とし、期間中の供給総量に単価を乗
じた金額とする。

5 請求及び支払
この契約に基づく契約金額については、乙は、角田市議会議員及び角田市長の選挙に
おける公費負担に関する条例に基づき、角田市に請求するものとし、甲はこれに必要な
手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、角田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額
を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は角
田市に請求できない。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 令和5年9月10日執行
角田市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称

氏 名 印

選挙運動用自動車の運転手雇用契約書

角田市議会議員一般選挙候補者.....(以下「甲」という。)と、
.....(以下「乙」という。)は、公職選挙法第141条の規定
による選挙運動用自動車の運転手の雇用について次のとおり契約を締結する。

1 運転する期間 令和5年9月 日～令和5年9月 日 日間

2 契約金額 円 (1日につき 円)

3 運転する自動車の登録番号

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、角田市議会議員及び角田市長の選挙における公費負担に関する条例に基づき、角田市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、角田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は角田市に請求できない。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 令和5年9月10日執行
角田市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名印

乙 住 所

氏 名印

選挙運動用ビラ作成契約書

角田市議会議員一般選挙候補者.....(以下「甲」という。)と、
.....(以下「乙」という。)は、公職選挙法第142条の規定
による選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第142条の規定による選挙運動用ビラ
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額 円 (単価 円 銭) (消費税を含む。)
- 4 納入期限 令和5年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、角田市議会議員及び角田市長の選挙における公費負担に関する条例に基づき、角田市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、角田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は角田市に請求できない。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 令和5年9月10日執行
角田市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名印

乙 住 所

名 称

氏 名印

選挙運動用ポスター作成契約書

角田市議会議員一般選挙候補者.....(以下「甲」という。)と、
.....(以下「乙」という。)は、公職選挙法第143条の規定
による選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法第143条の規定による選挙運動用ポスター
- 2 数 量 枚
- 3 契約金額 円 (単価 円 銭) (消費税を含む。)
- 4 納入期限 令和5年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、角田市議会議員及び角田市長の選挙における公費負担に関する条例に基づき、角田市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、角田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は角田市に請求できない。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 令和5年9月10日執行
角田市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称

氏 名 印

一般運送契約書

角田市議会議員一般選挙候補者.....(以下「甲」という。)と、
.....(以下「乙」という。)は、公職選挙法第141条の規定
による選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

- 1 車種及び登録番号
- 2 台 数 1台
- 3 使用期間 令和5年9月 日～令和5年9月 日 日間
- 4 契約金額 金 円
内訳：1日 円× 日間(消費税を含む。)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、角田市議会議員及び角田市長の選挙における公費負担に関する条例に基づき、角田市に請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、角田市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は角田市に請求できない。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 令和5年9月10日執行
角田市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名 印

乙 住 所

名 称

氏 名 印